



宮城野区選出

ふれあい通信 夏号

仙台市議会議員 松本由男 市政報告

新型コロナ禍 あなたの行動で予防できます!!

◎発行人/松本由男(仙台市宮城野区)

〒983-0036 仙台市宮城野区苦竹1丁目8-13(事務所)
Tel.022-355-8644 Fax.022-355-8645仙台市からの
お知らせ

特別定額給付金の申請はお済みですか?

1人につき
10万円

申請期限が迫っています

仙台市
申請期限**令和2年8月26日(水)**当日消印
有効

※市町村によって申請期限が異なります。お住いの市町村へお問い合わせください。

申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができなくなりますので、申請がお済みでない方はお急ぎください。**お知り
あいの方にお声掛けをお願いします。**なお、未申請世帯は約9,500件です。(8月17日現在)

活動報告 新型コロナ禍だからこそ変革が求められるのではないかという視点で以下の質問を行い、市長から前向きな答弁を得ました。

議会でのQ質問とA答弁等【第2(6月)定例会】

Q ①新型コロナとの共生を想定し、これまでの新型コロナ感染症対策の「検証」をしっかりと行い、対策を講じていくことが大切ではないか?

A 本市における新型コロナ感染症については、一定程度落ち着いている状況ですが、国内では未だ感染者が発生している状況もあり、本市のこれまでの対応や課題を検証することは、第2波による感染拡大に備えるためにも大変重要であると認識しています。この間の取り組みにおいては、市民の皆様、そして事業者の皆様方のご理解とご協力で、新たな感染者の発生を抑制できた一方で、保健所の業務量が増えてしまったこと、そしてまた、そのことによる職員の疲弊的な状況も生まれたこと、PCR検査・医療提供体制に加えて、市民の皆様への情報発信のあり方、市有施設の取扱い、また、マスクや消毒液などの備蓄の問題など、課題も数々あったと認識しています。これらの課題も含めて、本市でのこれまでの新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく一連の対応などの検証作業を、既に全庁において進めているところです。この検証結果の取りまとめを行い、7月中には総括します。

Q ②複合災害への備えとして、備蓄の態勢、地震、地震予知等に取り組むべきではないか?

A 災害発生時に使用する食料や飲料水については、指定避

難所となる小中高等学校等195ヶ所及び補助避難所の市民センターとコミュニティセンター等145ヶ所、さらに市役所本庁舎及び各区役所等の庁舎に備蓄し対応することとしています。宮城野区日の出町の本市の共用倉庫には、避難所の備蓄物資を使用後に補充するための物資を保管していたが、現在では浸水ハザードマップで浸水想定区域となっていない若林区卸町東地区の民間企業の倉庫に保管しています。この倉庫は、あくまでも補充用の物資を保管しており、緊急に搬出することは想定しておりませんし、この地区と国道4号線バイパスからの経路は浸水想定区域外となっていますので、万が一の際も搬送可能と考えています。また、選定に当たっては、平野部以外の適地についても検討した上で、市内で倉庫業と運送業を併せて営業し、競争入札参加資格者名簿に掲載されている企業のうち、いずれのハザードマップでも危険な区域の外とされている場所に倉庫を有していた現在保管を委託している企業と契約したものです。

Q・日本・千島海溝地震に注力すべきではないか?

A 4月に内閣府の有識者検討会で示された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波の推計結果によりますと、本市でも東日本大震災の際の津波浸水区域に迫る範囲が浸水するとの想定がされています。しかしながら、これは本市のかさ上げ道路などの津波防御対

策が整う前の状況を前提条件としており、更に東日本大震災の規模を下回る想定とされています。今後このような海域を震源とする地震の発生も念頭に入れつつ、これまでの東日本大震災の再来を想定した対策を継続・徹底することで対応していきたいと考えています。

Q・約1週間前から察知できると言われている地震予知システムを採用することを検討したらいかがか?

A 地震が起こる際には、地中の岩盤同士がずれたり破壊されたりして、大きなエネルギーの集中や解放を伴います。そのため、地震が発生する前から徐々に岩盤が変形を始めることで、非常に微弱で特異な音、電気、電磁波などが観測されることがあります。提案の地震予知システムは、こうした地下の変動や、上空の電離層の異常などの変化を観測し、地震の発生を事前に察知しようとするもので、こうした研究があることは承知しています。しかし、地震が発生する際のメカニズムは様々であり、前兆現象が必ず観測されるかは十分立証されているものではなく、なお検証すべき余地があるものと考えており、地震予知システムの有用性については、今後注視していきます。

Q・「地域防災計画」の修正及び住民への周知をしっかりと行うべきではないか?

A 今回の国の防災基本計画の修正では、令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正や、新型コロナウイルス感染症対応などの事項が追加されています。令和元年東日本台風に係る事項については、本年3月の修正で既に早期の避難勧告の発令という形で地域防災計画に反映していますが、垂直避難の考え方など、更に反映が必要な事項も示されていますので、今後、地域防災計画の修正の際に盛り込んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応についても、国の修正内容のほか、今回の対応で得られた知見や避難所における感染症予防対策を取り入れた内容を反映させていきます。地域防災計画の修正案については、パブリックコメント等を実施した上で、仙台市防災会議において審議いたします。修正後の地域防災計画の地域の皆様への周知については、地域説明会をはじめ、市政だよりや市のホームページなどを活用するとともに、地域からの要望に応じた個別の説明会等を通じて実施していきます。

Q・市役所の組織は、平時と有事の境目のない組織として備えておくべきではないか?

A 本市の危機管理体制は、危機管理室が全体的な指揮監督や意思決定を担いながら、感染症等の健康危機事案に対して、法に基づく権限を有する保健所と緊密に連携して対応することとしており、2月27日に危機管理連絡本部会議を開催し、その後、首都圏等への緊急事態宣言発令と同時に対策本部を設置するなど、初動対応を行ってきたところです。今般の感染症に対しては、従来の災害等と異なり、危機対応と並行して、暮らしや経済等への影響の抑制とその回復に向けた様々な施策の実行が不可欠です。そのような認識の下、各般の施策を部局横断的に迅速かつ的確に調整をして進めていくため、総務局に新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長等を配置したものです。この担当局長等を中心とした体制により、今後の対策の基本的な方針や取り組みを「仙台市新型コロナウイルス感染症緊急対策プラン」として取りまとめ、



その進捗管理も行うなど、その機能を発揮しているものと考えています。今後、第2波、第3波が懸念されるところであります。引き続き、市長のもと、各部局が連携してその役割をしっかりと果たし、この難局に全庁一丸となって立ち向かっていきます。

Q・衛生研究所の組織体制を強化すべきではないか?

A 卫生研究所は、市民の皆様の健康と安全を守る重要な組織であり、健康危機管理事案発生時において、その役割をいかんなく発揮することが求められているものと認識しています。今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大時においては、係や課の枠を超えて体制を組み、衛生研究所が文字どおり一体となり対応してきました。今定例会に諮っている補正予算により、検査能力の増強を図りますが、事態の推移に応じ、臨機に必要な体制を整えることも重要です。新型コロナウイルスの再度の感染拡大等の事態にも的確に対応できるよう、検査に従事できる職員の育成にも努めるとともに、他部局と協議しながら、府内の応援体制を整えていきます。

Q・④本市の新基本計画における市長の想い、まちづくりのビジョン、基本構想の取扱い、現計画との違いは?

A 新基本計画においては、現行の基本構想で掲げている都市像に代わる新たな都市像として、仙台らしく輝き続けるまちのあり様を示したいと考えています。現在審議会で検討されている本市の強みを掛け合わせ、「挑戦」を重ねていく「Greenest City SENDAI」というビジョンについて、私も大変共感するものです。また、震災やコロナ禍、I C T の進化などの社会変容を捉えて、現在、都心の機能強化や緑と水辺を楽しめる空間づくり、防災環境都市の推進や子育てを楽しめる環境づくりなど、未来志向の議論をいただいている。併せて、全市的な視点だけでなく、特性が様々な地域の状況を踏まえたまちづくりも重要なものと認識しております。このような観点から、地域ごとの課題や魅力ある資源に着目する区別計画に関する検討も進めているところです。今後とも、審議会及び市議会での議論はもとより、幅広い市民の皆様方から意見をいただきながら、将来にわたって住みよい新たな杜の都の姿を描けるよう努めています。

Q・⑤約30年間続いている大区役所制から総合区制(区長の議会同意人事)に移行したらいかがか?

A 本市においては、平成元年の区制施行以来、大区役所制という考え方のもと、区役所・総合支所が主体となって、各般の地域関連施策を展開してきました。この間、刻々と変化する社会経済情勢や地域課題の多様化・複雑化に、

適時・的確に対応するよう、市内全域を対象とした一元的な施策推進と地域に密着した事業展開の両面から、区長権限の強化や必要な組織改正を進めてきたところです。また、新型コロナウイルス感染症拡大のように今後も新たな問題や情勢の変化が十分想定されるところであり、限りのある市役所の人的・物的・経済的な資源を、最適かつ速やかに配分し、適切に対応していくことが、市政運営上の大きな課題である認識しています。東日本大震災の対応や、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応など、全市的な視点に立っての魅力ある街づくりが今まで以上に求められると認識していますが、今後とも、本庁と区役所の機能や権限の分担のあり方については、引き続き、多様な観点から検討を行っていきます。

Q ⑥「小中一貫教育」の導入の再検討をすべきではないか？

A 小学校から中学校への進学により、環境の変化に十分に対応できずに、いわゆる「中1ギャップ」が見られる場合があります。小中一貫教育はその対策の一つの手法と考えられ、先行自治体の例では、学習習慣や学習規律の定着が進んだといった成果が見られる一方で、子どもたちの役割や責任感などの醸成に工夫が求められます。加えて本市では、一つの小学校から複数の中学校に進学するなど、小・中学校の学区が入り組んでいる地域も多く、小中一貫教育における学区編成の困難さがあります。このため、本市では小・中学校9年間の学びを一体のものと捉え、継続的な指導を行う、小中連携教育を進めているところです。今後も、地域や保護者とともに「9年間で育む子ども像」を共有し連携した教育を進めていきます。

Q ⑦本市では、年間平均約150人が自死により亡くなっているが、自殺予防の取り組みを更に強化すべきではないか？

A 本市においては、平成30年度に「自殺対策計画」を策定し、自死が様々な要因により追い込まれた結果であることから多様な分野の施策や関係機関の連携を強化し、事態が深刻化する前の早期対応や問題解決を図ることを基本的な取り組みの方向性として掲げました。これまで、府内の連携強化はもとより、自殺未遂者等のハイリスク者の支援のため医療機関との協働支援にも努めてきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業者等経済・生活問題を抱えている方についても、様々な関係機関の協働により、切れ目のない支援の提供が重要と考えております。このたび相談事業の拡充を図るために補正予算をお願いしておりますが、相談者の置かれた状況を踏まえ、複合的な課題に対して適切に支援が提供されるよう、十分な調整も図ってまいります。引き続き、本市の対策計画に基づき、悩みを抱える方に早期に相談につながっていただき、様々な関係機関の連携により、自死を未然に防止できるよう取り組んでいきます。

Q ⑧選挙執行要領の工夫を更に検討していくべきではないか？

A これまで、区選管とも連携しながら、投票率の向上に向けた様々な啓発活動を行うとともに、過去の選挙執行を踏まえた事務改善の取組みを行ってきました。加えて、新型コロナ感染症対策としてマスク等による飛沫対策や定期的な換気、記載台の間隔を空けるなどの感染対策のほか、各投票所の過去の混雑状況などをお知らせする

ことなど、投票所や開票所での3密対策の検討を進めているところです。今後も、他自治体で執行された最近の選挙の事例や国からの通知も参考にしながら、適切な感染予防策を講じたうえで今までの選挙事務改善の成果を活用しながら、正確かつ円滑な選挙執行のために準備を進めていきます。

Q ・記号式投票を採用したらいかがか？

A 記号式投票は、公職選挙法では、国政選挙は対象外ですが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に限り、条例で定めるところにより、投票日当日の投票のみ採用できるものとされています。この記号式投票は、疑問票や無効票が減ることにより開票事務の効率化が見込まれることや、高齢者や障害のある方の投票が自書式に比べて容易になるなど一定のメリットがあるものと認識しております。一方、立候補届出後に投票用紙を印刷するため、当日投票分のみが記号式で、期日前投票はこれまで通り自書式となることから、自書式投票用紙と記号式投票用紙の併用による開票事務の複雑化や、同日選挙などで複数の選挙が行われる場合に、選挙ごとに投票用紙の記載方法が異なり、有権者が混乱する可能性があるなどの問題も考えられるところです。現在、採用している自治体は、全国的に見ても少数ですが、各種情報の収集に努め、メリット、デメリットについて、研究していきます。

Q ⑨「海辺のにぎわいづくり」の方針が具体化されていないのではないか？

A 東日本大震災により甚大な被害を受けた東部沿岸地域では、この間、復興計画に基づき、海岸堤防や東部復興道路、避難の丘の整備など、数十年から数百年に一度の津波への備えが進められてまいりました。新たな基本計画の中間案素案では、東部沿岸被災地域を「海辺」としたうえ、海岸公園や震災遺構荒浜小学校、集団移転跡地に整備される各種施設などの回遊性を促し、さらなる賑わいを生み出していくといった議論が進められております。引き続き、多くの人々が集う、魅力ある「海辺」づくりに向け、検討を進めていきます。

Q ・海沿いを回遊するためには橋の新設が必要ではないか？

A 宮城野区としても、今後10年のまちづくりを考えるとき、津波被災を受けた沿岸部の新たな魅力の創出と発信は重要な柱であると考えております。様々な海辺の魅力づくりや、エリア一帯の回遊性向上のためにも、貞山運河を渡った海との往来は大切であると考えており、地元の皆様からも強いご要望のある新浜地区の貞山運河



への橋の新設についても検討を進めてきたところです。現在、様々な整備手法の検討を進めているところであります。引き続き、貞山運河を所管する宮城県をはじめ関係部局とも連携・調整を図っていきます。

Q ⑩蒲生北部地区の町界町名変更に係る準備状況と今後の予定は?

A 本地区の町界町名変更においては、令和元年12月に、震災時の町内会長や住民をメンバーとする検討会を立ち上げ、地区にふさわしい町界町名について議論いただきました。検討会の結果を踏まえ、地区内の土地所有者の皆様方や、地区内及び隣接する企業の皆様方などに対するアンケート調査により、広く意見を頂きながら検討を進め、本年3月に変更案を取りまとめたところです。現在、変更に係る議案提出に向けて手続きを進めており、新たな町界町名への変更は、換地処分に合わせて行う予定となっています。今後も、町界町名に関する情報などについては、区画整理だよりなどを活用して、土地所有者等の皆様方をはじめ地区に関わる方々に対し、伝えていきます。

Q・蒲生北部地区のバス運行に係る積極的なニーズの調査を実施すべきではないか?

A 蒲生北部地区においては、土地区画整理事業として終盤を迎える、新たな企業の立地も進んできているところです。しかしながら、現時点において、土地を利用されているのは全宅地の半数に満たない状況であり、バス運行の需要に係る正確なニーズ等の把握は難しいため、今後の土

地利用の進捗に合わせて、調査の実施などについて検討していきます。

Q ⑪大震災により一時中断していた東部沿岸部の道路整備を早期に再開することを求めるが?

A 市道鍋沼線は、蒲生・岡田地区から中心市街地に向かう地域の主要な道路です。東日本大震災以前に事業着手していましたが、震災により一時中断しておりました。当該市道は、岡田小学校の指定通学路でもあることに加え、津波避難経路でもあることから、整備を再開し、地元のご意向による歩道整備や、交通量の多い県道塩釜亘理線の交差点付近を先行して整備してきました。引き続き、残る区間についても早期の整備を進め、地域の皆様の1日も早い安全安心の確保に努めています。

その他の主な質問

- Q ⑫今泉工場における基幹的設備改良事業と今後のあり方について**
- Q ⑬シェルコム仙台の開閉式ドームの利活用の実態と安全管理について**
- Q ⑭仙台東部地域における農業の復興について**
- Q ⑮仙台市民・宮城県民に限定した各種キャンペーンの実施について**

※詳細は、市議会ホームページによりご確認ください。

細部の質問・答弁は、**松本由男** でチェック!!

ご意見・ご要望をお寄せください!

プロフィール 仙台市議会議員 松本由男

■略歴:岩手県軽米町出身、東北大学大学院修了、防衛省定年退官、行政書士、総合危機管理士、防災士
■大切にしている言葉:「不易流行」、「守・破・離」、「今、この時を最良に生きる」

松本由男

QRコード

ご意見シート!! 必ず、お答えいたします!!

上記ホームページからの
メールでも受付いたしております。



FAX.022-355-8645

お気軽に皆様の“生の声”をお聞かせ下さい。

〈ご意見・ご要望欄〉

お名前

TEL

FAX

ご住所

MAIL

►FAX送信の際には、ぜひ取りA4サイズでお送り下さい。